

いじめ防止

●基本的な考え方

いじめ防止については、いじめを「子どもの人格と権利を侵害する行為」と捉え、子どもが豊かな人間関係のなかで成長していく環境を整備することにある。いじめ対策においても、子どもの思いや声を真摯にかつ丁寧を受けとめ、子どもを問題解決の主体として、子どもの最善の利益確保と意見の尊重・参加を基本におく。

●組織「いじめ防止対策委員会」

(年4回…実態共有・計画・進捗確認・状況報告・検証等)

校長、教頭、事務職員、養護教諭、生徒指導担当、家庭・地域連携担当、学力向上担当、道徳教育担当、(必要に応じて、担任、支援教育担当、情報教育担当、その他)

●いじめの防止のための措置

①いじめについての共通理解(教職員・子どもどうし)

②いじめに向かない態度・能力の育成

～くらしでつながる集団づくり、コミュニケーションを図る力～

③教育活動の改善

～授業づくり・集団づくり・ストレスの対処の学習
教職員の認識や言動等を含む指導のあり方～

④自己有用感や自己肯定感を育む

～キャリア教育・子ども元気広場・学級活動・学校行事～

⑤子どもが自らいじめについて学び、取り組む

～子どもの権利の一つとしての主体的な活動の創造～

早期発見

●基本的な考え方

子どもが示す小さな変化や危険信号を見逃さない
積極的に子どもの情報交換を行い、情報を共有する

●いじめの早期発見のための措置

①実態把握

～アンケート(6月・10月・2月)、日ごろの様子把握、日記・生活ノート・班ノート～

②保護者との連携～日常の家庭訪問、個人懇談、学級懇談

③相談体制～子ども・保護者・教職員への相談体制

窓口…担任、校長、教頭、事務職員、養護教諭、家庭・地域連携担当

④相談体制の周知～学校ブログ、学校だより、学年だより

⑤個人情報取り扱いの厳重管理

鳴滝小学校いじめ防止基本方針(概要)をお知らせします!

基本理念

本校は、泉南市の教育のモデル校として開校した。その理念の一つが「全ての子どもにとって、いじめや差別のない一人ひとりが大切にされる人権尊重に基づく学校」である。

いじめは一旦生起すれば、いじめを受けた子どもはもちろん、いじめた子ども、いじめをはやした子ども、助けることができなかつた子ども・おとな等、関わる全ての者が傷つき、将来にわたって消せない過去として共に生きていかなければならないものとなる。

いじめを受けた子どもにとって辛く思うのは、いじめた子どもの存在だけでなく、助けてくれなかつた(無関心にほっとかれた・自分の辛さを誰もわからうとしてくれなかつた)と感じる周りの存在である。加えて何より辛いのは、いじめを受けた子どもが「いじめられている自分自身」を責めることである。その結果、いじめを受けた子どもは誰にも相談できず孤立していく。

本校では全ての教育活動を通して、自分の大切さと共に他者の大切さを認めることができ、それが様々な場面で具体的な態度や行動に現れるよう、取り組みを進めている。ここでいう自分の大切さとは、自分の課題も含めて、まるごと認める大切さであり、同時に他者についても、その課題も含めてまるごと認める大切さである。そして、そのことは世の中にある多様な生き方・あり方を認める大切さにもつながっていくものでなければならない。

いじめ防止にあたっては、日頃から、生き方・あり方を認めながら、他者とつながって生きる人間関係づくり・集団づくりを進めることが重要であり、そこで学んだことが日常の様々な場面で具体的な態度や行動に現れるよう、たとえ意見が異なる相手であっても、その考えを認めながら、自分の思いや考えを表現する能力を育成することが必要である。

そのためには、世の中にある多数派の意見が多数であるというだけで「普通」「あたりまえ」「正しい」ということで押しつけられ、しんどい思いをしている子どもがいないか常に留意し、多様な生き方・あり方を知らせることで、全ての子どもがよりよい社会(学校・学級)をつくる主体として判断・選択できるよう、その環境を整える必要がある。

何より、いじめを受けた子どもが誰かに相談できるためには、子どものなかにある本当の思いや願いを聴くことを通して、教職員自身が子どもにとって「たとえどんな課題があったとしても、全てまるごと受けとめてくれる存在」になれるよう、日常から関係を築くことが重要である。

以上のことをふまえ、本校では、いじめを「子どもの人格と権利を侵害する行為」と捉え、泉南市立学校の役割として位置づけられた「泉南市子どもの権利に関する条例第3条～市および市民等の役割～子どもの声に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮し、子どもの権利が擁護されるように努力します」の主旨に則り、ここに『鳴滝小学校いじめ防止基本方針』を定める。

いじめに対する考え方

●いじめ発見・通報を受けたときの対応

①早い段階から的確に関わる。

②いじめの事実の有無を確認する

③いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

④被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行く。

⑤犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている子どもを徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

●いじめられた子ども又はその保護者への支援

落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、寄り添い支える体制をつくる。

●いじめた子どもへの指導又はその保護者への助言

いじめを止めさせた上で、事実関係の聴取を行う。保護者と連携し協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。自らの行為の責任を自覚させるとともに子どもが抱える問題など背景にも目を向ける。

●いじめが起きた集団への働きかけ

①いじめを見ていたり、同調していたりした子どもに対しても、自分の問題として捉えさせる。

②いじめが認知された際、被害・加害の子どもたちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。

●ネット上のいじめへの対応

①問題の箇所を確認し、掲示板等のURLを控え、印刷・保存するとともに、関係子どもからの聞き取り等の調査、子どもが被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

②削除要請等、被害のあった子どもの意向を尊重するとともに精神的ケアに努める。削除や書き込んだ者への対応については、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

③情報モラル教育を進める

●地域連携

子どもたちの人間関係は放課後や休日等の地域での生活のなかで形成される部分もある。いじめ防止にあたっては地域との日常の連携に加え、連携会議等で情報交換を図り、いじめ防止の取り組みを進めていく。